

現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>1 趣旨</p> <p>建設工事の適正な施工を図るため、工事現場における技術上の管理を行う主任技術者等（監理技術者、<u>監理技術者補佐</u>（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定を適用する場合（以下「専任特例2号」という。）に、当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐する者。以下同じ。）又は主任技術者をいう。以下同じ。）の配置について、建設業法（以下「法」という。）及び監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号）で規定されており、また、本市においては、現場代理人の常駐を旭川市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）により求めているところである。</p> <p>これらに定めがあるもののほか、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る現場代理人、主任技術者等の配置に関する運用基準を次のとおり定め、取り扱うものとする。</p>	<p>1 趣旨</p> <p>建設工事の適正な施工を図るため、工事現場における技術上の管理を行う主任技術者等（監理技術者、<u>特例監理技術者</u>（監理技術者補佐を配置した工事における監理技術者）、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）の配置について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）及び監理技術者制度運用マニュアル（令和6年12月13日国不建技第123号）で規定されており、また、本市においては、現場代理人の常駐を旭川市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）により求めているところである。</p> <p>これらに定めがあるもののほか、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る現場代理人、主任技術者等の配置に関する運用基準を次のとおり定め、取り扱うものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 主任技術者等について</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>専任特例2号の監理技術者の兼務について</u></p> <p>専任特例2号の監理技術者が兼務する場合、以下のアから<u>コ</u>の要件を全て満たさなければならない。</p>	<p>3 主任技術者等について</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特例監理技術者の兼務について</u></p> <p>特例監理技術者が兼務する場合、以下のアから<u>ク</u>の要件を全て満たさなければならない。また、特例監理技術者の配置を行う場合は、契約締結時に「現場代理人及び主任技術者等指定（変更）通知書」の該当項目を記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、予定価格が1億5千万円以上の建設工事及びその他兼務が認めがたいと判断される場合は、特例監理技術者の配置を認めないこととし、その旨、公告文及び仕様書等に記載することとする。</p>
<p>ア 監理技術者補佐を専任で配置すること。</p> <p>イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資</p>	<p>ア <u>建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者</u>（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。</p> <p>イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資</p>

格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 同一の専任特例2号の監理技術者を配置できる工事の数は、同時に2件までとする。
- オ 専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は、旭川市内の工事でなければならない（他の発注機関の工事との兼務の場合は、他の発注機関が兼務を認めている場合に限る。）。
- カ 専任特例2号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ 専任特例2号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ケ 当初設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1億5千万円未満の工事であること。
- コ 特記仕様書又は現場説明書に専任特例2号の監理技術者の兼務ができない旨の記載がないこと。

(6) 専任特例2号の監理技術者の兼務の解除等

専任特例2号の監理技術者の兼務を認めた場合であっても、工事の施工に当たり、兼務が適当でないと判断される場合は、兼務を解除することができる。

(7) 専任特例2号の監理技術者の配置に関する手続

専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合は、契約締結時に「現場代理人及び主任技術者等指定（変更）通知書」の該当項目を記載し、発注者（監督員）に提出すること。

附 則

この基準は、令和8年2月1日から施行する。

格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までとする。
- オ 特例監理技術者が兼務できる工事は、旭川市内の工事でなければならない（他の発注機関の工事との兼務の場合は、他の発注機関が兼務を認めている場合に限る。）。
- カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(6) 兼務の解除等

兼務を認めた場合であっても、工事の施工にあたり、兼務が適当でないと判断される場合は、兼務を解除することができる。

